

第\_\_\_\_\_号  
令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(郵便番号) \_\_\_\_\_

(納税地) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 殿

税務署長  
財務事務官

### 輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付でされた輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）承認申請  
については、下記の理由によりこれを却下しましたから通知します。

記

(却下の理由)

## 不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書

### 1 作成目的

この通知書は、輸出物品販売場購入物品の譲渡（譲受け）の承認申請について、却下の通知を行う場合に作成する。

### 2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「譲渡（譲受け）」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。
却 下 の 理 由	却下の理由を具体的に記載する。

### 3 教示文

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。

### 4 留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。